

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪 無 罪					有罪に係る人員及び金額					
					有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	罰 金 人 員	金 額 千 円				
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	申告所得税
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	法人税
		X	X	X	X	-	-	-	-	X	X		X	X	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	その他
		X	X	X	X	-	-	-	-	X	X		X	X	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	合 計
		X	X	3	3	-	-	-	-	3	3		3	40,000	

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒 類 等 製 造 者	酒 類 等 販 売 業 者														件
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告 収 税 官 吏	
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	発 そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 消 滅 公 訴 権	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 消 滅 公 訴 権	
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	47	47	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分							
要件 処 理 数	前年度からの繰越処 理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰 越処理未済	要件 処 理 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処 理 数	検	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	検	理 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8		
通 告 処 分	告	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 処 分	処 分
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8		
理 数	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告 収 税 官 吏	告 収 税 官 吏
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
不 問 処 分	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	不 問 処 分
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 知 処 分	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	通 知 処 分
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
不 告 発	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	不 告 発
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
公 訴 権 消 滅	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公 訴 権 消 滅	公 訴 権 消 滅
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 額		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	通 告 処 分 額	
通 罰 科 金 相 当 額		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,379	通 罰 科 金 相 当 額	

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分			酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
			免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯				計
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済	要 履 行 件 数	
		外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		通告処分
		外	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8		計
履 行 等 件 数	通告不履行 による	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行 による	履 行 等 件 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告権消滅	
		外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告履行	
		外	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	計	
本 履 行 未 済 件 数	外	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 履 行 罰 科 金 額	外	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額
		外	-	-	47	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	
			外	-	-	1,379	1,379	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,379	相 当	

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 税関分は含まない。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第3号	-	” 第3号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	” 第4号	-	” 第4号	-
” 第4号	-			” 第4号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
” 第2号	-	第15条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	” 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	” 第2号	-
				第24条	-	” 第2号	-	” 第3号	-
				第25条第1号	-	” 第3号	-		
				” 第2号	-				
				” 第3号	-				
				” 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				” 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。